

日米交通インフラ協力覚書の概要

日本国国土交通省とアメリカ合衆国運輸省(以下「両当事者」という。)は、日米経済対話を支える重要な柱として、体系的かつ継続的に技術面での協力と交流を促進するため、交通インフラ分野における協力の覚書を作成し、国土交通大臣と運輸長官が署名した。

第1項 全体の目的

全ての交通分野において協働作業を促進することを意図する。

第2項 範囲

両当事者は、本覚書の下での協力の範囲が、少なくとも次の事項を含むことを意図する。

1. 道路及び高速道路
2. 鉄道
3. 海運及び内陸水路
4. 公共交通
5. 航空
6. インターモーダル及びマルチモーダル

また、具体的な協力分野としては、少なくとも次の事項を含む。

1. 安全
2. 次の事項を含む交通における技術革新
 - a. 高度道路交通システム
 - b. 高速鉄道
 - c. 無人航空機システム
 - d. 自動運転車
 - e. 自動運航船
3. マルチモーダル交通
4. インフラの整備、供用、メンテナンス及び資金調達
5. 橋梁及び地震対応

6. エネルギー効率性
7. 規制のモデル事例
8. 相互に関心のある他の分野

第3項 協力の枠組み

両当事者は、共通の関心事項について検討し、又は取組を進めるため、日米鉄道協力会議、日米海事協議等の作業部会を設置することができること等協力を進めるための手続を説明。

第4項 資源

本覚書の下での協力は、両当事者の資金その他の資源の範囲で実施する。

第5項 期間

本覚書の下での取組は、2017年10月16日から開始する。